学校等における暫定再任用職員の勤務条件等

広島県教育委員会

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　　容　　　　等 |
| 任用 | 職 | 常時勤務職員 | 短時間勤務職員 |
| ○定年退職予定者に勤務条件を提示して意向を確認し、希望者の中から選考により任用します。○勤務形態等については、希望を考慮し任用しますが、人事上の都合により希望どおりにならないこともあります。○校長、教頭及び部主事については、短時間勤務職員の任用はありません。○養護教諭･栄養教諭･学校栄養職員･事務職員については、令和７年度から短時間勤務職員を任用します。 |
| 対象者 | ○定年退職者○定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者○定年前に退職した者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から再任用までの期間が５年以内の者（定年年齢に達した者に限る。ただし、令和５年４月１日前に退職した者については、60歳に達した者に限る。）○再任用されたことがある者（定年前再任用短時間勤務職員は除く。） |
| 採用方法 | ○定年前の勤務実績等に基づく選考を行います。 |
| 任期・任用 | ○任期は１年以内で、勤務成績により更新可能です。○任用の上限は65歳です。 |
| 職務内容 | ○原則として、定年前の職員と同様の職務に従事します。 |
| 勤務時間・休暇 | 勤務時間 | ○週38時間45分（定年前の職員と同様） | ○２週38時間45分 |
| １日の勤務時間 | ○７時間45分 | ○７時間45分以内で、所属長の割振りによる。 |
| 休暇 | ○定年前の職員と同様です（年次有給休暇：年間20日）。 | ○定年前の職員と同様ですが、年次有給休暇等については、１週間の勤務日数に応じて付与します。 |
| ○定年退職後、引き続き再任用された年の年次有給休暇の日数は、定年前の日数を引き継ぎます。○任用期間が１年に満たない場合、年次有給休暇の日数は、在職期間に応じた日数となります。 |
| 給与 | 給料 | 再任用職 | 県立学校 |
| ・実習教諭・図書教諭・寄宿舎教諭 | ・主幹実習教諭・主幹図書教諭・主幹寄宿舎教諭 | ・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師 | 部主事 | 教頭 | 校長 |
| 適用給料表 | 教育職(ニ) | 教育職(ニ) | 教育職(ニ) | 教育職(ニ) | 教育職(ニ) | 教育職(ニ) |
| 級 | １級 | ２級 | ２級 | 特２級 | ３級 | ４級 |
| 常勤月額 |  | 308,647円 | 308,647円 | 324,221円 | 348,031円 | 426,019円 |
| 短時間月額 | 125,685円 |  | 146,902円 |  |  |  |
| 再任用職 | 公立小学校・中学校・義務教育学校 | 市立定時制高等学校・教諭・講師 | 事務職員 | 学校栄養職員 |
| ・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師 | 教頭 | 校長 |
| 適用給料表 | 教育職(イ)・（三） | 教育職(イ)・（三） | 教育職(イ)・（三） | 教育職（ロ） | 行政職 | 医療職(ニ)・医療職 |
| 級 | ２級 | ３級 | ４級 | ２級 | ２級 | ２級 |
| 常勤月額 | 301,121円 | 341,197円 | 415,969円 | 308,647円 | 279,088円 | 278,686円 |
| 短時間月額 | 145,282円 |  |  | 146,902円 | 131,655円 | 132,509円 |
| 備考 | ※短時間勤務の月額は２週38時間45分勤務で算出しています。※上記の月額は、教頭の加算額及び教職調整額を含みます。 |
| 諸手当 | ○職務に関連する手当等を支給します。　地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、給料の調整額、管理職手当等○扶養手当は支給対象外です。 |
| 期末・勤勉 | ○年間2.4月分を支給します。 |
| 退職手当 | ○支給しません。 |
| 服務等 | 服務・能率 | ○定年前の職員と同様です（人事評価制度、職員研修、保健（定期健康診断）を含む。）。 |
| 分限・懲戒 | ○定年前の職員と同様です。 |
| 災害補償 | ○定年前の職員と同様です（地方公務員災害補償法が適用されます。）。 |
| 保険 | 社会保険 | ○公立学校共済組合員となります。 | ○医療保険→共済組合任意継続又は国民健康保険○年金保険→適用はありません。 |
| 雇用保険 | ○適用となります。 | ○適用はありません。 |